

原子力委員会のこれまでの活動と経緯 (1950年代～現在)

平成24年10月

内閣府
原子力政策担当室



目次

○原子力委員会の役割	3
○我が国原子力政策を巡る歴史	6
○原子力委員会の歴史(第1期)	7
○原子力委員会の歴史(第2期)	15
○原子力委員会の歴史(第3期)	21
○原子力委員会の果たした役割(第1期)	25
○原子力委員会の果たした役割(第2期)	26
○原子力委員会の果たした役割(第3期)	27
○原子力開発利用長期計画と原子力政策大綱	28
○歴代原子力委員	32
○諸外国における原子力行政体制	33

原子力委員会の役割

原子力委員会（内閣府の審議会）

以下の事項について、企画し、審議し、決定。

- 原子力の研究、開発及び利用に関する政策に関すること
- 関係行政機関の原子力の研究、開発及び利用に関する事務の調整等

原子力政策大綱等の政策の基本方針の提示

各省がそれぞれの所掌に基づき、分担して実施

内閣府

- 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整
- 原子力発電地域等立地地域の指定等

経済産業省

資源エネルギー庁

- エネルギーに関する原子力政策
- 核燃料サイクルのための技術開発
- 核燃料サイクル産業の推進等

外務省

- 科学及び原子力の平和的利用に係る外交政策
- 科学及び原子力の平和的利用に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力、国際機関等への参加等に関すること
- 科学及び原子力の平和的利用に関する国際約束の締結の準備並びにその実施に関すること等

文部科学省

- 原子力の研究開発のための政策
- 高速増殖炉サイクルの研究開発
- 加速器、核融合などの原子力科学技術の研究開発
- 放射線利用の推進
- 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち原子力に係るもの等

その他各省

- 厚生労働省
- 農林水産省等

【新しい原子力規制組織】

環境省

(外局)

原子力規制委員会 (3条委員会)

- 原子力安全規制
- 核セキュリティ
- 核不拡散の保障措置
- 放射線モニタリング
- 放射性同位元素等の規制等

原子力規制庁

【危機管理体制の強化】

内閣に「原子力防災会議」を設置し、関係機関との緊密な連携の下で原子力防災対策を推進

(現行)原子力政策大綱

原子力政策大綱は、**今後10年間程度に進めるべき原子力政策の基本的な考え方を示す**ものとして平成17年10月11日に原子力委員会が決定。同月14日、政府として、**本大綱を原子力政策の基本方針として尊重し、原子力の研究、開発及び利用を推進する**旨の閣議決定を行った。

<原子力政策大綱の概要>

第1章

基本的目標

1. 安全確保、平和利用等の基盤的活動の強化による前提条件の確保。
2. 原子力発電によりエネルギー安定供給と地球温暖化対策に貢献。
3. 放射線の利用により国民生活の水準の向上に貢献。
4. 効果的で効率的な施策の推進。

政策推進の共通理念

1. 安全の確保
2. 多面的・総合的な取組
3. 短・中・長期の各取組の同時並行的な推進
4. 国際協調と協力の重視
5. 評価の重視

各分野の取組の基本的考え方

第2章 基盤的活動の強化

- 【**安全の確保**】 科学的かつ合理的な規制の実施、安全文化の確立、高経年化対策、テロ対策の充実、規制行政改革の有効性の検証等。
- 【**平和利用**】 IAEA保障措置の厳格な適用。国際社会への発信。プルトニウム利用計画の公表による透明性向上。
- 【**廃棄物処分**】 低レベル放射性廃棄物は処分実施中。国、事業者等の適切な役割分担の下に、高レベル放射性廃棄物等の処理・処分を計画的かつ着実に推進。
- 【**人材育成**】 魅力ある職場作り、多様な人材の育成・確保。
- 【**広聴・広報、立地地域との共生**】 広聴・広報の充実、リスクコミュニケーション活動の実施、国・事業者と地域社会との対話の促進等。交付金事業の効果的・効率的実施。

第3章 原子力利用の推進

- 【**原子力発電**】 **2030年以後も総発電電力量の30～40%程度以上を担う。**このため、①既存施設の最大限の活用と新規立地への取組、②既存炉代替に向けて、改良型軽水炉の開発、③高速増殖炉は2050年頃から商業ベースの導入を目指す。
- 【**核燃料サイクル**】 **使用済燃料に含まれるプルトニウム、ウランの有効利用(再処理、プルサーマル)を着実に推進。**六ヶ所の再処理能力を超える使用済燃料は中間貯蔵。
- 【**放射線利用**】 新材料創製技術やがん治療等に活用し普及。

第4章 研究開発の推進

【**発展段階の異なる課題の組み合わせの並行推進**】

- ・原子力発電及び核燃料サイクルの改良・改善、高速増殖炉等の研究開発の推進。
- ・安全研究、核融合、量子ビームテクノロジー等の基礎・基盤研究の充実

【**選択と集中**】費用対効果、官民役割分担、国際協力の可能性等を総合的に評価した「選択と集中」を重視。

第5章 国際的取組の推進

- 【**核不拡散体制の強化**】新たな提案の検討に積極的に参画。
- 【**国際協力**】 アジアを中心とした開発途上国協力、ITER等の先進国協力の推進。
- 【**国際展開**】 厳格な輸出管理を前提に、民間の国際展開活動を政府として支援。

第6章 評価の充実

- 【**政策評価と原子力委員会の責務**】 施策を継続的に評価・改善し、国民に説明していくことが重要。原子力委員会も政策の妥当性評価と説明責任を負う。

- 原子力委員会において検討にあたって、**専門家、事業者、NGO等から構成される新計画策定会議**を設置し、小委員会等も含め延べ**42回、100時間超の審議**を実施。
- 国民からの意見募集を3回実施するなど、**国民各層の意見を幅広く聴取し、審議に反映。**

【意見募集等に対する国民からの意見:約3,000件(事前段階 475件、大綱構成案作成段階 758件、原案作成段階 1,717件)】

原子力委員会の所掌事務(法定業務)

- ① 原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という)に関する以下の事項(安全の確保のうちその実施に関するものを除く。)につき、企画し、審議し、及び決定する。(原子力委員会設置法)
 - ・原子力利用に関する政策に関すること
 - ・関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること
 - ・関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること
 - ・核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること などなお、原子力委員会は、必要なときに、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に勧告することができる。
- ② 原子力規制委員会が原子力施設等の設置・変更許可等を行うに当たって、平和利用に関して意見を述べる。(原子炉等規制法)
- ③ 特定放射性廃棄物(高レベル放射性廃棄物等)の最終処分に関する基本方針又は最終処分計画を定めるに当たって、経済産業大臣に意見を述べる。(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律)
- ④ 独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標の決定及び同機構の理事長の任命に当たって主務大臣(文部科学大臣、経済産業大臣)に意見を述べる。(日本原子力研究開発機構法)

我が国原子力政策を巡る歴史

段階	行政体制関連	国内の主な出来事	世界の主な出来事
第1期 原子力委員会を中心とした 計画的・民主的な 開発・利用の推進 (1950s～1970s後期) 稼働原発(1970年3月) 2基,50万kW	1952.7 電源開発促進法公布 1955.12 原子力基本法、原子力委員会設置法等公布 1956.1 総理府原子力局、原子力委員会発足 1956.5 総理府に科学技術庁設置 (原子力局が移行) 1957.6 原子炉等規制法公布 1964.7 電気事業法公布 1973.7 通産省に資源エネルギー庁設置	1954.4 日本学術会議、「原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明」 1955.9 原子力調査国会議員団共同声明 1956.6 日本原子力研究所発足 1956.8 原子燃料公社発足 1959.2 日本原子力学会創立 1965.11 原電・東海発電所 初発電 1967.10 動力炉・核燃料開発事業団(動燃)発足	1954.3 第5福竜丸がビキニ環礁で被ばく 1954.6 ソ連で世界初の原発運転開始 1955.11 日米原子力研究協定調印 1957.7 国際原子力機関(IAEA)発足 1958.6 米・原子力法改正案成立(他国へ情報提供が可能に) 1968.2 新日米原子力協定調印
第2期 原子力委員会から安全規制を分離・核燃料サイクル推進 (1970s後期～1990s末) 稼働原発(1990年9月) 39基,3,148万kW	1975.2 原子力行政懇談会(座長:有沢広巳)設置(1976.7まで) 1976.1 科学技術庁に原子力安全局設置 1978.6 原子力基本法等一部改正(許可等を行う行政庁の一貫化) 1978.10 原子力安全委員会発足	1973.3 美浜原発燃料棒破損事故 1974.9 原子力船「むつ」放射線漏れ 1977.9 動燃再処理工場運転開始 1983.5 高速増殖炉「もんじゅ」設置許可 1992 日本原燃産業、ウラン濃縮工場及び低レベル放射性廃棄物貯蔵センター操業開始	1974.5 インド、地下核実験を実施 1975.1 米、原子力委員会を廃し、原子力規制委員会を発足 1976.6 日本、核拡散防止条約(NPT)批准 1977.12 日本・IAEA保障措置協定発効 1979.3 米、スリーマイルアイランド原発事故発生 1986.8 チェルノブイリ原発事故発生 1987.11 新日米原子力協定調印
第3期 相次ぐ事故を経て安全規制強化・原子力利用のグローバル化 (1990s末～現在) 稼働原発(2010年3月) 54基,4,885万kW	1997.12 行政改革会議最終報告 1998.6 中央省庁等改革基本法成立 1999.7 内閣府設置法等成立 2000.4 原子力安全委員会を総理府(後に内閣府)へ 2001.1 中央省庁再編(原子力委員会を内閣府へ、保安院発足) 2002.6 エネルギー政策基本法成立 2012.9 原子力規制委員会及び原子力規制庁発足	1995.12 「もんじゅ」ナトリウム漏えい事故 1997.3 動燃アスファルト固化施設事故 1999.9 JCO臨界事故 2002.8 原発自主点検記録不正問題発覚 2005.10 日本原子力研究開発機構発足 2007.7 新潟県中越沖地震で柏崎刈羽全号機が運転停止 2009.12 国内初のプルサーマル発電開始(玄海原発) 2011.3 東日本大震災、福島第1原発事故	1996.9 日本、包括的核実験禁止条約(CTBT)に署名 1999.12 日本・IAEA保障措置協定追加議定書発効 2001.9 米、同時多発テロ発生 2003.1 北朝鮮、NPT即時脱退を宣言 2006.2 国際原子力エネルギーパートナーシップ(GNEP)発表 2008.10 米印原子力協力協定調印

第1期：原子力基本法等の制定経緯①

1953年(昭和28年)

- ・日本学術会議、「わが国の原子力研究をいかにすべきかを検討する委員会」(第39委員会)を開催
- ・アイゼンハワー米大統領、国連総会演説「平和のための核」(Atoms for Peace)

1954年(昭和29年)

- ・昭和29年度追加予算として、**2億3500万円の原子力予算を計上**
- ・日本学術会議第17回総会：**「原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明」(=原子力3原則)**
- ・内閣の諮問機関、原子力利用準備調査会発足
- ・日本学術会議、原子力問題委員会発足(第39委員会を発展的に解消)

1955年(昭和30年)

8月 原子力平和利用国際会議(ジュネーブ会議)

「未曾有の学術的大会議として、予想以上の成功を収め、更に学術の交渉並びに今後の原子力平和利用における国際協力の礎石を築き得た」旨、代表団が帰国後報告

9月 **原子力調査国会議員団の共同声明**

「総合的基本法たる原子力法の制定」、「超党派的な長期的年次計画の確立」等を謳った共同声明

(注)原子力調査国会議員団の共同声明は、原子力の受入に対して、学術会議の反対論議あるいは、責任主体となるべき官庁が判然としていない等の理由により、停滞状態にあった日本の原子力政策の推進と機関の確立に大きな影響を与え、日本の原子力政策にとって画期的な転機となった。(出典:「原子力諸法案の生まれるまで」(昭和39年 原子力研究所発刊)より要約)

第1期：原子力基本法等の制定経緯②

1955年(昭和30年)

10月 共同声明後、原子力合同委員会の発足

(衆・参両院による超党派の委員会。委員長：中曽根康弘衆議院議員)

原子力合同委員会において、原子力基本法等の検討が進められ、政府との調整、学会の意見聴取を経て、法案作成。

12月10日 原子力委員会設置法案、総理府設置法の一部を改正する法律案を衆議院に提出

12月13日 原子力基本法案を衆議院に提出(中曽根康弘君以下、自由民主党・社会党421名)

12月14日 衆議院で3法案可決(共産党、労農党は反対)

12月16日 参議院で3法案可決(共産党、労農党は反対)

12月19日 **原子力三法(原子力基本法等)の公布**

12月23日 **原子力委員会委員人事、衆・参議院共に全会一致で同意**

(委員長：正力松太郎、委員：石川一郎、湯川秀樹、藤岡由夫、有澤廣巳)

○原子力基本法案、提案理由(抜粋)(※中曽根議員、国会答弁より)

機構的にも予算的にも、国家が、不動の態勢をもって、全国民協力のもとに、この政策を長期的に進めるという態勢を整えることが第一であります。(中略)

超党派性をもってこの政策を運用して、政争の圏外に置くということであります。

○原子力委員会設置法案、提案理由(抜粋)(※正力国務大臣、国会答弁より)

原子力の研究、開発及び利用を促進し、国民の福祉に役立たせることは、今日のわが国にとってきわめて緊急を要し、かつ重要な問題であります、しかるに、わが国における、これら原子力に関する行政を所掌する行政組織は、いまだ整備を見るに至らず、強力にかつ総合的に推進する機関を急速に設ける必要に迫られているのであります。申すまでもなく、原子力利用に関する行政は、できるだけ民主的な運営をはかることが必要であると考えられますので、政府といたしましては、この際、総理府に強力な合議制による委員会を設けることとし、あわせてその決定を尊重して、原子力利用に関する行政を総合的に推進する担当部局として同じく総理府に原子力局を設けることとし、これがため、必要なこれら二つの法律案を提出いたしました次第であります。

第1期：原子力基本法、原子力委員会設置法（抜粋）

○原子力基本法＜制定時＞（抜粋）

第四条 原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、総理府に原子力委員会を置く。

第五条 原子力委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。

第六条 原子力委員会の組織、運営及び権限については、別に法律で定める。

○原子力委員会設置法＜制定時＞（抜粋）

（目的）

第一条 原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する行政の民主的な運営を図るため、総理府に原子力委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。

- 一 原子力利用に関する政策に関すること。
- 二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。
- 三 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積及び配分計画に関すること。
- 四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。
- 五 原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。
- 六 原子力利用に関する試験研究の助成に関すること。
- 七 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練（大学における教授研究に係るものを除く。）に関すること。
- 八 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること。
- 九 その他原子力利用に関する重要事項に関すること。

（決定の尊重）

第三条 内閣総理大臣は、前条の決定について委員会から報告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（勧告）

第四条 委員会は、原子力利用に関する事項について必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

（組織）

第六条 委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。（以下、略）

（委員長）

第七条 委員長は、国务大臣をもって充てる。（以下、略）

（委員の任命）

第八条 委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。（以下、略）

（委員の任期）

第九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間存在する。（以下、略）

第1期：原子力基本法等の立法過程の特色

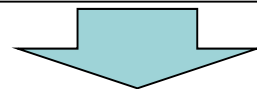
- (Ⅰ) 原子力開発促進のための法律制度確立について主導権を握ったのは、ごく初期には学界であったが、間もなくそれは議会側へ移ることになった。そして政策の立案、法制の整備について通常主導権を握る行政側と開発の第一次的にないし受益者である産業界が一部の人を除いて受身であった。
- (Ⅱ) 議会側の提案する法制の構造は、主としてアメリカの原子力法あるいは開発先進諸国の原子力開発体制に例をとった提案が多かったのに対し、政府側は既存の法制との比較ないしバランスを主眼としたものであった。この両者の基本的なアプローチの差異は、原子力委員会の性格等をめぐって組織法形成の際に顕著にあらわれ、両者の妥協が行われることになった。

(出典:「未来社会と法(現代法学全集54)」(昭和41年 山本草二ほか)より、要約)

○原子力委員会設置法の立法過程における論点

- ①原子力委員会の性格
- ②原子力委員会委員長

原子力合同委員会側は、「①行政委員会とする、②委員長は委員の互選による」との案を出したが、自民党側は、「①行政委員会廃止の方向を党の方針として持っている際に、原子力委員会を行政委員会として設置しようとするのは矛盾ではないか、②原子力委員会の委員長は国務大臣であるべきである」と主張。



調整の結果、以下のとおりとなった。

- ①原子力委員会は行政委員会とはせず、審議会の性格を有するもの
- ②原子力委員会委員長は国務大臣をあてる

第1期：原子力基本法等の制定後の経緯

1956年(昭和31年)1～3月

- ◆ 日本原子力研究所法、原子燃料公社法に関して、原子力委員会において審議、決定。

1956年(昭和31年)3月

- ◆ 科学技術庁設置法制定(同年5月施行、総理府から原子力局が移管)

1956年(昭和31年)5月

- ◆ 日本原子力研究所法制定(6月発足)
- ◆ 原子燃料公社法制定(8月発足)

1957年(昭和32年)6月

- ◆ 『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律』制定
→内閣総理大臣が原子炉の設置等を許可
- ◆ 『放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律』制定
→科学技術庁長官が放射性同位元素の使用等を許可

1960年(昭和35年)2月

- ◆ 原子力委員会設置法の一部改正
→原子炉の研究開発やアイソトープ利用等の面において著しい発展が見られ、原子力委員会の所掌する事務の増大に伴い、委員を2名増加。

第1期：昭和29年学術会議声明（参考）

原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明

（昭和29年4月23日、日本学術会議第17回総会声明）

第19国会は、昭和29年度予算の中に原子力に関する経費を計上した。

原子力の平和利用は、将来の人類の福祉に関係ある重要問題であるが、その研究は原子兵器との関連において急速な進歩をとげたものであり、今なお、原子兵器の暗雲は世界をおおっている。

われわれは、この現状において、原子力の研究の取扱いについて、特に慎重にならざるを得ない。

われわれはここに、本会議第4回総会における原子力に対する有効な国際管理の確立を要請した声明、並びに第19国会でなされた原子兵器の使用禁止と原子力の国際管理に関する決議を想起する。そして、わが国において、原子兵器と関連ある一切の研究を行ってはならないとの堅い決意をもっている。

われわれは、この精神を保障するための原則として、まず原子力の研究と利用に関する一切の情報が完全に公開され、国民に周知されることを要求する。この公開の原則は、そもそも科学技術の研究が自由に健全に発達をとげるために欠くことのできないものである。

われわれは、またいたずらに外国の原子力研究の体制を模することなく、真に民主的な運営によって、我が国の原子力研究が行われることを考慮し、能力あるすべての研究者の自由を尊重し、その十分な協力を求むべきである。

われわれは、さらに日本における原子力の研究と利用は、日本国民の自主性ある運営の下に行われることを要求する。原子力の研究は、全く新しい技術課題を提供するものであり、その解決のひとつひとつが、国の技術の進歩と国民の福祉の増進をもたらすからである。

われわれは、これらの原則が十分に守られる条件の下にのみ、わが国の原子力研究が始められなければならないと信じ、ここにこれを声明する。

第1期：原子力調査国会議員団の共同声明（参考）

ジュネーブに於ける原子力平和利用国際会議に出席し、且つその国の実状を調査したが、我々は有力国に於ける原子力の平和利用が予想以上に且つ深く発展し、原子力時代に当面している事実には驚き、我が国も世界の進運に遅れないため、次の要領により急速に強力な政策を確立することに完全に意見の一致を見た。

- (1) 超党派的に長期的年次計画を確立し、これを推進して本問題は政争の圏外に置くこと。
- (2) 総合的基本法たる原子力法を至急制定し、平和利用及び日本学術会議のいわゆる三原則の基本線を厳守するとともに、資源、燃料、技術の国家管理、安全保障、教育及び技術者養成、国際協力等の事項を規定すること。
- (3) 機構については、国会に科学技術に関する常任委員会を設置し、政府に科学技術行政機構を確立して科学技術並びに原子力平和利用を推進するとともに、平和利用の開発、研究及び採鉱精錬を担当する二公社を設立し、広く官民の科学技術力を融合協力せしめて弾力性ある組織とすること。尚、原子核研究所は、右開発研究の公社に統合せられるものとする。
- (4) 国際協力に関しては、如何なる国とも積極的に研究、開発の提携協力を行い、特に設立されると予想される原子力平和利用機関には、我が国の特殊な事情に鑑み、有力な発言権を確保するよう推進すること
- (5) 当面の建設計画としては、総合的研究所の設立と併行して、三年以内に少くとも二個以上の実験炉及び現在建設中の一号炉を完成し、その振興に応じて発電実験炉の建設に着手すること。

右及び総合基礎研究の諸経費として、三年間に約三百億円の予算を確保すること。

われわれは、右諸問題の推進につき各方面の御諒解と熱烈なる御協力を切望して止まない。

昭和30年9月12日

原子力調査国会議員団

中曾根 康弘(民主)、前田 正男(自由)、志村 茂治(左社)、松前 重義(右社)

第1期：原子力委員会設置法の附帯決議（参考）

矢内原東大総長及び茅誠司日本学術会議会長による、「大学の研究の自由を確保するため、原子力2法の適用範囲から大学を除外されたい」との申し入れを受け、以下の附帯決議を決定。

○衆議院科学技術振興対策特別委員会附帯決議（全会一致）

原子力委員会設置法第2条第3号の関係行政機関の原子力利用に関する経費には、大学学部における研究経費を含まないものとする。

○参議院・内閣委員会（全会一致）

原子力委員会設置法第2条第3号の関係行政機関の原子力利用に関する経費には、大学における研究経費を含まないものとする。

【参考】原子力委員会設置法〈抜粋〉

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。

三 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積及び配分計画に関すること。

第2期：原子力行政懇談会

1. 背景

1973年(昭和48年)の石油危機は、エネルギー資源の乏しい我が国においては、石油依存からの脱却の緊要性が改めて強く認識されることとなった。このような中で石油代替エネルギーとして最も現実性の高い原子力に依存することの必要性が高まってきた。その一方で、環境問題一般に対する国民の関心の高まり及び原子力発電の実用化に伴う原子力施設と地元住民とのかかわりあいの増大の中で、国民は、原子力の安全性に関し高い関心を示し始めたが、内外における原子力発電所の故障などにより、原子力の安全性に関する国民の潜在的不安感が増幅され、原子力発電の計画の大幅な遅れが余儀なくされた。

このような中で、1974年(昭和49年)8月末から、地元の同意が得られないため延期されていた原子力第1船「むつ」の出力上昇試験が青森県沖太平洋上で開始されたが、この時に起こった放射線漏れが原子力の安全性に対する国民の不安感を増大させることとなり、国の原子力安全確保体制、ひいては原子力行政全般に対する国民の不信を招くこととなった。

(出典:旧原子力安全委員会ホームページより、要約)

2. 原子力行政懇談会の概要

このような情勢を背景に、1975年(昭和50年)2月、内閣総理大臣の私的諮問機関として、原子力行政懇談会が設置され、同懇談会において、**原子力開発利用をめぐる全般的な行政体制の見直し作業**が行われた。

原子力行政懇談会は、1975年(昭和50年)3月に第1回会合を開催して以来、24回の審議を重ねた結果、**同年12月、「原子力行政体制の改革、強化に関する意見(中間とりまとめ)」**を政府に提出。さらに審議を重ね、合計34回の審議を行った結果、**1976年(昭和51年)7月、「原子力行政体制の改革、強化に関する意見」**をとりまとめ、内閣総理大臣に提出した。

第2期：原子力行政懇談会のメンバー

原子力行政懇談会委員名簿(1975年(昭和50年)2月25日)

有沢 廣巳	東京大学名誉教授
石原 周夫	日本開発銀行総裁
稲垣 武臣	全日本労働総同盟副会長
圓城寺次郎	日本経済新聞社社長
大木 穆彦	朝日新聞調査研究室長兼論説委員
木村 守江	福島県知事
酒井 一三	日本労働組合総評議会副議長
田島 英三	立教大学教授
林 修三	元内閣法制局長官
伏見 康治	名古屋大学及び大阪大学名誉教授
松根 宗一	経団連エネルギー対策委員会会長
向坊 隆	東京大学教授
矢部知恵夫	敦賀市長
山県 冒夫	東京大学名誉教授

(注)途中で、酒井委員が辞任。

また、稲垣委員と青木賢一 全国電力労働組合連合会事務局長が交代。

第2期：原子力行政懇談会の中間とりまとめ①（概要）

－原子力行政体制の改革、強化に関する意見(中間とりまとめ)－

原子力行政の再確立に当たっての基本的な姿勢

- ① 原子力基本法の精神に則り、原子力の開発利用は平和目的にのみ限定せらるべきこと。
- ② 国民の福祉と経済の発展を期するため必要なエネルギーの安定確保にとって、原子力は欠くべからざるものであること。
- ③ 原子力の開発利用に当たっては、国民の健康と安全が確保されなければならないこと。
- ④ 行政及び政策の実施に当たっては、その責任体制が明確にされなければならないこと。

〔1〕原子力委員会のあり方について

原子力委員会を、(新)原子力委員会と、原子力安全委員会の二つに分割し、それぞれ独立して、企画・審議・決定・答申・勧告等の業務を行わしめることが適当。

(イ)両委員会の所掌の範囲

「原子力委員会」

- 平和利用の担保
- 原子力基本政策の策定
- 総合調整(計画・予算)
- その他原子力安全委員会所掌以外の原子力開発の重要事項

「原子力安全委員会」

- 安全規制に関する政策(安全研究の計画も含む。)
- 安全規制基準およびガイドライン等の策定
(注)放射線審議会の所掌範囲は、従来どおりとする。)
- 行政機関の安全規制のダブルチェック
- その他原子力安全規制に関する重要事項

なお、必要に応じ、両委員会は連絡会議を開催するものとするが、原子力政策は、安全規制と不可分のものであることにかんがみ、政策等の決定に当たっては、相互に意見を尊重し、かつ、連絡を密にすることによって、かりそめにも所掌の範囲に間隙、空間の生ずるがごときことは絶対に避けなければならない。

第2期：原子力行政懇談会の中間とりまとめ②（概要）

－原子力行政体制の改革、強化に関する意見（中間とりまとめ）－

（ロ）委員の数および委員長

委員の数は、両委員会とも若干名とする。

原子力安全委員会の委員長については、専門知識を要し、長期間にわたって在職することが好ましく、かつ、行政庁と一線を画した姿勢の明示が望ましいことなどの理由により、学識経験者から選任することが適当である。

原子力委員会の委員長については、学識経験者から選任すべきとの意見と国務大臣をあてるべきとの意見がある。

（ハ）行政庁との関係

両委員会に対しては、内閣総理大臣のほか、原子力行政を担当する各省大臣も諮問し、答申を受けることができるように改めることが適当と考える。両委員会の意見は、内閣総理大臣および関係各省大臣によって尊重。

（二）両委員会の事務局

原子力委員会の事務局については、従来の経緯、経験が今後の円滑な運営に寄与すると思われるので、各省庁に中立的な立場を保障（庶務の協力処理など）して、**科学技術庁原子力局に置く**ことが適当と考える。

原子力安全委員会の事務局については、同委員会が行政庁の規制をダブルチェックするという機能を持つことから、独立の事務局を設けることが望ましいが、当面は、各省庁から中立的な立場を保障（庶務の協力処理など）して、科学技術庁原子力安全局に置き、委員を補佐する相当数のスタッフを置くものとする。

〔2〕安全審査、許認可等の行政のあり方について

安全規制行政の一貫化を図るよう進めるべき。そのためには、**実用段階に達した発電所等事業に関するものは通商産業省、船については運輸省、研究開発段階にあるもの及び研究施設については科学技術庁がそれぞれ一貫して担当する方式が適当**。行政庁の行う規制を国民の健康と安全を守るという観点から**原子力安全委員会がチェック（いわゆるダブルチェックシステム）**する必要がある。

附記

〔1〕当面の措置

上の改革は可及的速やかに実施される（おそくも52年度より）よう要望する。また、各省庁における規制体制の強化等直ちに着手できるものについては、極力これを進め、新体制への移行がスムーズに実現するよう配慮されたい。

〔2〕審議未了部分の審議について

体制改革に関する基本的な骨組みを明示したのにとどまり、その他の地方行政、労働行政、環境行政、大学との関係、放射性同位元素の安全規制体制の整備、公聴会のあり方などについて引き続き審議を重ね、行政全般の円滑な運営の方向を検討したい。18

第2期：原子力行政懇談会の意見の概要

－原子力行政体制の改革、強化に関する意見－

原子力行政の再確立に当たっての基本的な姿勢

- ① 原子力基本法の精神に則り、原子力の開発利用は平和目的にのみ限定せらるべきこと。
- ② 国民の福祉と経済の発展を期するため必要なエネルギーの安定確保にとって、原子力は欠くべからざるものであること。
- ③ 原子力の開発利用に当たっては、国民の健康と安全が確保されなければならないこと。
- ④ 行政及び政策の実施に当たっては、その責任体制が明確にされなければならないこと。

[1]原子力委員会のあり方について(「中間とりまとめ」と同様の記載。)

[2]安全審査、許認可等の行政のあり方について(「中間とりまとめ」と同様の記載。)

[3]審査報告書の作成について

審査担当省庁は、原子炉安全審査報告書案及び温排水等の環境審査報告書を作成し、公表する。

[4]環境放射線モニタリング業務のあり方について

安全確保の立場から国が全面的に責任を負っているが、施設者が実施することとなっている。国は、測定・分析法及び評価の基準の整備、技術者の教育訓練、科学的技術的諸問題の指導等の施策を講ずるとともに、所要の財政措置を講ずるものとする。

[5]公開ヒアリング等のあり方について

原子力発電所設置に係る諸問題について、通商産業省が公開ヒアリングを行い、原子力安全委員会がダブルチェックに当たり、原子炉の安全性の問題について公開ヒアリングを実施する。対話の方式をとり入れ、できる限り地元において開催することが適当。原則として原子力発電所を設置する際には全て実施することによりその定着化を図り、その成果をふまえて制度化等を検討。

[6]大学との関係について

大学における研究開発と、その他の原子力委員会及び原子力安全委員会が調整権限を有する機関の研究開発との円滑な連絡については一層の配慮を必要。基礎研究と人材養成の比重が非常に大きいことから、大学の協力を積極的に求めることが必要。

[7]放射線障害防止行政のあり方について

関係庁省が密接な連絡を維持して規制に関し間隙がないようにするとともに、規制体制の充実を図ることが必要。

第2期：原子力委員会設置法等の改正（安全規制の分離）

1. 原子力安全委員会の設置経緯等

原子力行政懇談会の意見に沿い、原子力安全委員会の設置等を内容とする原子力委員会設置法等の改正法案が1977年（昭和52年）3月に国会に提出された。1978年（昭和53年）4月衆議院通過、6月参議院を通過し、7月公布。

1978年（昭和53年）10月、原子力委員会が改組され、原子力安全委員会が発足。

2. 法案の主な内容

(1) 原子力安全委員会の設置

原子力委員会のうち、安全の確保に関する事項を独立して担当する**原子力安全委員会を設置**

（参考：原子力安全委員会）

- ① 所掌事務：原子力の安全の確保に関する事項。
 - ・原子炉の安全性に関するダブルチェック等、核燃料物質及び原子炉の安全規制
 - ・安全規制のため必要な研究計画の策定等の安全規制対策
- ② 組織：委員5人、委員長は委員の互選

事務局：科学技術庁原子力安全局が行う。（昭和51年1月設置）

(2) 原子炉の設置、運転等に関する安全規制の一貫化

- ① 試験研究用原子炉及び研究開発段階にある原子炉：内閣総理大臣
- ② 実用発電用原子炉：通産大臣
- ③ 実用船用原子炉：運輸大臣

3. その他（原子力行政懇談会の意見のうち、運用等により実施を図る）

公開ヒアリングについては、原子力行政懇談会の意見を受け、法定化せず運用で実施することとし、予算措置を講じ、実施を図る。

第3期：中央省庁再編時の経緯

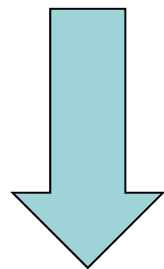
1. 行政改革会議最終報告(1997年(平成9年)12月)

- ①内閣・官邸機能の抜本的な拡充・強化を図り、かつ、中央省庁の行政目的別大括り再編成により、行政の総合性、戦略性、機動性を確保
- ②行政情報の公開と国民への説明責任の徹底、政策評価機能の向上を図り、透明な行政を実現
- ③官民分担の徹底による事業の抜本的な見直しや独立行政法人制度の創設等により、行政を簡素化・効率化

(なお、原子力委員会に関する記述は以下のとおり。)

原子力委員会及び原子力安全委員会に関する事務

- ア 現行の原子力委員会及び原子力安全委員会は、内閣府に置き、現行の機能を継続する。
- イ 原子力委員会及び原子力安全委員会の事務局機能は、内閣府(企画・調整部門)が関係省の協力を得て処理する。



行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとり行われる、内閣機能の強化、国の行政機関の再編成、国の事務・事業の減量、効率化等の改革について、その基本方針等を定めるため基本法制定。

2. 中央省庁等改革基本法(1998年(平成10年)6月)〈抜粋〉

(内閣府の組織の在り方)

第十二条

- 5 原子力委員会及び原子力安全委員会は、内閣府に置き、その機能を継続するものとする。

第3期：原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の改正

審議会等の整理合理化計画に関する基本計画(1999年(平成11年)4月)〈概要〉

○審議会等の整理

◇政策審議・基準作成機能

原則として廃止する。ただし、行政の執行過程における計画・基準の作成について、法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされている場合又は審議会等への必要的付議が定められている場合については、その必要性を見直した上で、必要最小限の機能に限って存置する。基本的な政策について審議するものを数を限定して存置する。

○委員等の資格要件

委員等については、原則として民間有識者から選ぶ。国会議員、国務大臣等は、当該審議会等の不可欠の構成要素である場合を除き委員等としない。

改正のポイント

○原子力委員会委員長が国務大臣(科学技術庁長官)でなければならないとする規定の削除

⇒ 原子力委員会委員長に関し、学識経験者とすべきか国務大臣とすべきかについては、専門性、民主性、中立性、閣議への反映等の観点から議論が行われた。

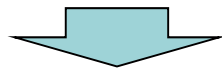
省庁再編における審議会等の整理合理化において、原則として国務大臣を委員としない方針となったことを踏まえ、また、原子力利用は多岐にわたる分野への広がりを見せ、また、高レベル放射性廃棄物の処分、高速増殖炉開発など、**高い専門性と長期にわたり継続して問題に取り組む**必要が出てきたことから、学識経験者を含め、最適なものを委員長に任命することとした。

○尊重義務規定の削除

⇒ 委員会設置法の第23条に、「内閣総理大臣は、第2条の決定について原子力委員会から(中略)報告を受けたときは、これを十分に尊重しなければならない」旨の規定がなされていた。審議会等の整理合理化において、**答申等の尊重義務規定を一律廃止する方針**が示されたため、設置法から尊重義務規定を削除した。

第3期：福島第一原子力発電所事故後

福島第一原子力発電所事故の発生



1-1. 原子力規制委員会の発足(2012年(平成24年)9月)等

- 環境省の外局として、**原子力規制委員会を設置**
 - ・原子力安全委員会及び原子力安全・保安院の事務、文科省及び国交省の所掌する原子力安全の規制、核不拡散のための保障措置等に関する事務を一元化
- 原子力規制委員会に原子力規制庁と称する事務局を設置
- (独)原子力安全基盤機構を可能な限り速やかに廃止
- 内閣に原子力防災会議を設置

1-2. 原子力委員会の役割の変化

- 原子炉の設置許可等に係る原子力委員会への諮問規定の削除(平和利用の担保を除く。)
 - 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正
- 核セキュリティ業務の原子力規制委員会への移管
 - 法令上明文化されていなかったが、原子力委員会が核セキュリティ業務を行ってきた。原子力規制委員会の発足に伴い、規制委員会の所掌事務と明文化し、業務の移管。

2. 革新的エネルギー・環境戦略(2012年(平成24年)9月)〈抜粋〉

政府は、以下の内容を盛り込んだ新たな原子力政策を、エネルギー・環境会議の場を中心として、確立する。なお、**原子力委員会については、原子力の平和的利用の確認などの機能に留意しつつ、その在り方に関する検討の場を設け、組織の廃止・改編も含めて抜本的に見直す。**

原子力委員会の所掌事務等の変遷（参考）

	1956年 (原子力委員会発足時)	1978年 (原子力安全委員会の発足時)	2001年 (中央省庁再編当時)	2012年 (原子力規制委員会の発足後)
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力利用に関する政策 ○関係行政機関の事務の総合調整 ○関係行政機関の経費の見積り及び配分計画 ○核燃料物質及び原子炉に関する規制 ○原子力利用に伴う障害防止 ○試験研究の助成 ○研究者及び技術者の養成訓練(大学を除く。) ○資料の収集、統計の作成及び調査 ○原子力利用に関する重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力利用に関する政策 ○関係行政機関の事務の総合調整 ○関係行政機関の経費の見積り及び配分計画 ○核燃料物質及び原子炉に関する規制(原子力安全委員会の所掌を除く。) ○試験研究の助成 ○研究者及び技術者の養成訓練(大学を除く。) ○資料の収集、統計の作成及び調査 ○原子力利用に関する重要事項(原子力安全委員会の所掌を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力利用に関する政策 ○関係行政機関の事務の調整 ○関係行政機関の経費の見積り及び配分計画 ○核燃料物質及び原子炉に関する規制(原子力安全委員会の所掌を除く。) ○試験及び研究の助成 ○研究者及び技術者の養成及び訓練(大学を除く。) ○資料の収集、統計の作成及び調査 ○原子力利用に関する重要事項(原子力安全委員会の所掌を除く。) 	<p>(安全の確保のうちその実施に関するものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力利用に関する政策 ○関係行政機関の事務の調整 ○関係行政機関の経費の見積り及び配分計画 ○核燃料物質及び原子炉に関する規制 ○試験及び研究の助成 ○研究者及び技術者の養成及び訓練(大学を除く。) ○資料の収集、統計の作成及び調査 ○原子力利用に関する重要事項
委員長	国務大臣	国務大臣	規定なし(学識経験者を含む)	規定なし(学識経験者を含む)
組織	委員長及び委員4人 (1960年～1978年:委員6人)	委員長及び委員4人	委員長及び委員4人	委員長及び委員4人
尊重義務規定	内閣総理大臣は委員会の決定を尊重しなければならない。	内閣総理大臣は委員会の決定を尊重しなければならない	規定なし	規定なし

※原子力規制委員会の発足に伴い、原子力規制委員会への通知等が新たに規定された。

①原子力利用における安全の確保に関係がある事項について企画、審議したときは、原子力規制委員会に通知。

②原子力利用における安全の確保に関係がある事項について決定しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴く。

原子力委員会の果たした役割：第1期（1950年代～70年代後期）

★時代背景

- ・世界：核の軍事利用リスクの高まり、日本：高度経済成長期を支える電源開発が急務
- ・原子力政策の中心テーマ：研究開発による実用化の早期実現

★原子力委員会の機能

原子力の平和利用を推進するにあたり、規制を含めた制度・研究開発の在り方や計画的な予算配分等を企画・審議・決定する中心的な場として政策を主導

平和利用の担保

- 原子力基本法（1955年～）、原子炉等規制法（1957年～）、二国間協定等に基づき、原子力の研究開発利用が平和目的に限られていることを確認

設置許可・安全指針策定

- 原子炉等規制法に基づき、設置許可等にあたり、意見聴取を実施（1957年～）
- 核燃料物質の所有方式決定
 - ・1961年に特殊核物質以外の民間所有を許可
 - ・1968年に特殊核物質の民間所有を許可
- 原子炉立地審査指針決定（1964年）
- 「プルトニウムに関するめやす線量」を決定（1969年）
- 「発電用軽水炉施設周辺の線量目標値」を決定（1975年）
- 放射性廃棄物対策の方針を決定（1976年）
※地層処分に関する本格的な研究を開始
- 環境放射線モニタリングに関する指針を決定（1978年）

長期計画・方針の策定

- 原子力開発利用長期基本計画策定（1956年～5年毎に策定）
- 「原子力損害賠償制度の確立について」決定（1960年）
※翌年原子力損害賠償法成立
- 「原子力関係物資が平和目的に利用されるものに限り輸出を認める」旨を決定（1962年）
- 動力炉・核燃料開発事業団の業務に関する基本方針策定（1968年、1971年）
- 核燃料政策の基本方針策定（1968年）
- 核融合研究開発基本計画策定（1968年）
- ウラン濃縮研究開発基本計画策定（1969年）
- 濃縮ウラン確保策決定（1971年）

総合調整（予算・資源の配分）

- 予算の配分・調整
※各省の原子力関係予算をとりまとめ、調整後、財務省へ要求
- 原子力開発利用基本計画策定（1956年～毎年策定）
※日本原子力研究所、原子燃料公社の業務を規定
- 核原料物質探鉱計画策定（1956～1975年まで毎年策定）
※通産大臣及び原子燃料公社の探鉱計画を規定
※同時に、米英加との原子力協定によって核燃料等を調達可能に
- 外貨資金の割り当て（政府基準を元に事業者へ外貨資金を配分）
※輸入外貨割当制度：輸入代金の決済に必要な外貨の割り当てには通商産業大臣の許可が必要（～1964年）

透明性の確保

- 月報（冊子）によって、原子力委員会の主要な議事内容及び配付資料を公開（1956年～）
- 原子力白書の発刊（1957年～）
- 東京電力（株）福島第2原子力発電所原子炉の設置に係る公聴会を開催（1973年、最初の公聴会開催）

原子力委員会の果たした役割：第2期（1970年代後期～90年代末）

★時代背景

- ①世界：TMIやチェルノブイリで大規模事故発生～冷戦終結へ、②日本：円高不況～バブル好況～失われた10年
③中心テーマ：実用炉の増加に伴い、地域との共生、バックエンド対策、核セキュリティ等、新たな課題に直面

★原子力委員会の機能

原子力安全規制の機能を原子力安全委員会として分離し、**核燃料サイクル及び平和利用の担保に関連する機能**へ注力

平和利用の担保

- 原子力基本法(1955年～)、原子炉等規制法(1957年～)、IAEA包括的保障措置協定(1977年～)、二国間協定等に基づき、原子力の研究開発利用が平和目的に限られていることを確認
- 余剰プルトニウムを持たないとの原則を表明(1991年)

長期計画・方針の策定

- 原子力開発利用長期基本計画策定(5年毎に策定、2000年まで)
- 通産省の「重水炉」導入方針を否定し、「軽水炉→高速増殖炉」路線を主張(1979年)
※電事連は、原子力委員会の方針を尊重
- 核物質防護基本方針を決定(1981年)
- 新型転換炉の実証炉計画推進方針決定(1982年)
※1995年に電気事業者が採用拒否、見直し
- 原子力船研究開発指針策定(1984年)
※原子力船「むつ」廃船の自民党部会の決定に対し、実験継続を要望(1992年原子炉停止)
- 原子炉等規制法改正(放射性廃棄物の事業規制創設)の方針決定(1986年)
- 「当面の核燃料サイクルの具体的な施策について」決定(1997年)
※プルサーマルの推進、六カ所再処理工場建設、バックエンド対策、高速増殖炉開発等の進め方確認
- 高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性の評価を実施(2000年)

国際貢献

- 国際核燃料サイクル評価(INFCE)に適切に対処するため、「INFCEに臨む我が国の基本的考え方」決定(1977年)
※平和利用と核不拡散の両立に向け、積極的に作業に参加し、諸外国に理解と協調を求める、旨の対処方針提示
- アジア地域原子力協力国際会議(ICNCA)の開催(1990年～毎年開催)
※二国間やIAEA(RCA)の枠組では十分な対応ができない課題についてアジア等8か国で地域協力を実施

透明性の確保

- 原子力委員会に関係行政機関職員の出席が可能に(1976年～)
- 長期計画改訂にあたり、「ご意見を聴く会」を開催(1994年)

原子力委員会の果たした役割：第3期（1990年代末～現在）

★時代背景

①世界：新興国のエネルギー需要増大、米国同時多発テロ、②日本：エネルギー需要増加の頭打ちと原子力への不信増大、③中心テーマ：平和利用拡大と安全確保の両立、原子力行政に対する信頼回復

★原子力委員会の機能

省庁再編・行政改革によって、委員会の位置づけが変化中、透明性の向上に注力しつつ、長期計画(原子力政策大綱)の策定や平和利用の担保に関する取組を継続

平和利用の担保

- 原子力基本法(1955年～)、原子炉等規制法(1957年～)、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(2000年～)、IAEA包括的保障措置協定(1977年～)、二国間協定等に基づき、原子力の研究開発利用が平和目的に限られていることを確認
- 「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」決定(2003年)
 - ・余剰プルトニウムは持たない、という基本原則の確認
 - ・電気事業者はプルトニウムの利用計画を公表し、原子力委員会はその妥当性を確認 等
- 電事連から六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウム利用計画をヒアリング(2007年～)
- インド、パキスタン、北朝鮮の核実験(1998、2009年)及び日印原子力協力協定交渉開始(2010年)に対する声明

震災復興への貢献

- 核燃料サイクル、事故コスト試算(2011年11月)
 - ※エネルギー・環境会議コスト等検証委員会から依頼
- 「福島第一原発における中長期措置に関する検討結果」とりまとめ(2011年12月)
- 核燃料サイクル政策の選択肢提示(2012年6月)
 - ※エネルギー・環境会議から指示

長期計画・方針の策定

- 原子力政策大綱策定(2005年)
 - ※省庁再編時の設置法改正によって委員長が国務大臣になったこと等を踏まえ、閣議決定によって「政府は基本方針として尊重する」とした
 - ※2012年、エネルギー・環境戦略に関する閣議決定を受け、新たな原子力政策大綱の策定に向けた審議を中止
- 「成長に向けての原子力戦略」決定(2010年)

国際貢献

- 国際原子力エネルギーパートナーシップ(GNEP)閣僚級会合に委員長が出席(2007年～毎年実施)
 - ※核不拡散と安全性を満たす核燃料サイクルの実現等に向けた協力
 - ※2010年からは国際原子力エネルギー協力フレームワーク(IFNEC)として実施
- アジア原子力協力フォーラム(FNCA)の開催(2000年～毎年)
 - ※ICNCAから発展的移行

透明性の確保

- 原子力委員会の一般公開、資料及び議事録のホームページ公開(1997年) ※以前は月報(冊子)による広報のみ
- 立地地域等で原子力政策円卓会議(モデレータ及び国民が参加する少人数型討議)を開催(1996～99年)
- パブリックコメントの実施(1996年以後、41回実施) ※大綱や専門部会の報告書等が対象
- ホームページにおけるご意見・ご質問の募集(2001年～)、メルマガによる情報発信(2008年～)
- 原子力委員会の運営改善(2012年)
 - ※法施行事務への非常勤原子力委員の審議関与の制限、会議資料を作成・準備する際の情報管理徹底 等

原子力開発利用長期計画と原子力政策大綱（その1）

	過去の原子力開発利用長期計画	現行の原子力政策大綱
策定	昭和31年から平成12年までに計9回策定	平成17年に、原子力開発利用長期計画に代わるものとして策定
性質	原子力の研究、開発及び利用を進めるに当たっての具体的な指針及び推進方策の提示	原子力の研究、開発及び利用が目指すべき基本目標の提示及び主要な課題に対する今後の取組の基本的考え方の提示
位置付け	<p>原子力委員会決定後、閣議へ報告</p> <p>原子力委員会設置法 (決定の尊重) 第3条 内閣総理大臣は、前項の決定について委員会から報告を受けたときは、これを尊重しなければならない。</p> <p>※昭和53年に原子力委員会及び原子力安全委員会設置法と改正された後も、第23条において両委員会に対するものとして当該規定は存続</p>	<p>原子力委員会決定後、閣議へ報告</p> <p>閣議においては、原子力政策に関する基本方針とする旨を決定</p> <p>※「決定の尊重」に係る条項は、平成13年の省庁再編時に削除。</p>
体制	科学技術庁長官が原子力委員長を兼任	平成13年の省庁再編以降、学識経験者を原子力委員長として任命

原子力開発利用長期計画と原子力政策大綱（その2）

	原子力開発利用長期計画 (昭和31年9月決定)	原子力開発利用長期計画 (昭和36年2月決定)	原子力開発利用長期計画 (昭和42年4月決定)	原子力開発利用長期計画 (昭和47年6月決定)
核燃料サイクル	・将来わが国の実状に応じた燃料サイクルを確立するため、増殖炉、燃料要素再処理等の技術の向上を図る	・使用済燃料の再処理および劣化ウランの再使用に関する技術の開発を並行してすすめることにより、燃料サイクルを国内で自立できるように努力	・核燃料の加工、使用済燃料の再処理、プルトニウムの利用等を国内で行なうことにより、わが国に適した核燃料サイクルの確立につとめる	・加工事業、再処理事業その他核燃料関連の育成強化をはかり、わが国に適した核燃料サイクルの確立に努めることが必要
再処理関係	・燃料要素の再処理については、極力国内技術によることとし、原子力燃料公社をして集中的に実施	・将来再処理事業は原子燃料公社に行わせる。 ・1960年代後半に完成を目標として原子燃料公社に再処理パイロットプラントを建設し、工業化試験を実施	・動力炉の使用済燃料の再処理については、国内で行うことを原則 ・原子燃料公社による再処理工場の建設(1970年度完成、1971年度操業) ・昭和60年頃には更に年間1,000トン程度の処理能力が必要となると見込まれ、新たな再処理工場が必要であり、民間企業において行われることを期待	・再処理は国内で行うことを原則 ・動燃において建設中の再処理施設は、1974年度に操業予定 ・1977年度頃には使用済燃料の発生量がこの処理能力を上回る見通し ・動燃施設に続く再処理工場の建設に早急に着手する必要があるが、第2工場以降は民間において行われることを期待
プルトニウム利用	・原子燃料の有効利用等の見地からウラン、トリウムおよびプルトニウムについて十分な基礎研究を実施 ・核燃料物質の基礎研究は原研にて実施	・プルトニウムの燃料としての利用は、高速中性子増殖炉が最も有利だが、濃縮ウラン代替利用の研究開発を進める ・プルトニウム燃料の研究は、原燃公社および原研にて特別の研究開発体制を設けて強力に推進 ・1970年代の前半に熱中性子炉への実用化を目標とする	・高速増殖炉が実用化されるまでの間、核燃料の有効利用の観点から、熱中性子炉での利用に関する研究開発を行う ・熱中性子炉での利用は1975年頃の実用化を目標に、実用炉または新型転換炉の原型で実証試験を行う	・プルトニウムを軽水炉にリサイクルする場合は天然ウランおよび濃縮ウランの所要量をそれぞれ15%程度節減できるとみられるので、大量のウラン資源および濃縮ウランの確保をせまられているわが国としては、プルトニウムを軽水炉燃料として役立てることが必要 ・軽水炉利用の技術は民間が主体となって一層効率的に研究開発が行われることを期待
放射性廃棄物処分		・今後廃棄物の発生量の増加が見込まれ、適切な時期に廃棄物処理のための機関を新設するほか、原研等において廃棄物処理の研究を推進する ・海洋投棄に関する研究を積極的に行う	・中高レベル廃棄物は最終処分区域の決定を慎重に検討、当面は貯蔵に向け検討する ・低レベル廃棄物の海洋処分は固化等適切に処理し、汚染の防止に留意する	・低レベル廃棄物は固形化し、陸地処分や海洋処分を検討し、その可能性について、1980年頃までに見通し ・低レベル廃棄物のセメント、アスファルト等による固形化技術の確立 ・高レベル廃棄物は当面慎重に保管し、長期貯蔵のために必要な固形化等の技術開発を進める
高速増殖炉	・主として原子燃料資源の有効利用の面から、増殖型動力炉の国産に目標を置く ・増殖実験炉1基の建設を目指し、原研にて設計研究	・高速中性子増殖炉等の研究開発を原研にて進める ・小規模の実験炉を建設し、主として安全性に関連した研究を行い、実用規模炉のための工学的研究を推進	・将来の原子力発電の主流となるべきもの ・高速増殖炉の開発は、国のプロジェクトとして自主的に実施 ・1990年頃までに実用化することを目指し、ナトリウム冷却型高速増殖炉を開発	・将来の原子力発電の主流となるべきもの ・動燃を中心としてナトリウム冷却型の実験炉、原型炉の建設を進める ・実用化は1985年～1995年と見込まれ、実証炉の建設など積極的に実用化の方策を講ずることも考慮
エネルギー利用		・前期10年間における原子力発電の開発規模は、電気出力約100万キロワット前後と考える ・後期10年間においては、原子力発電をできるかぎり開発することが望ましいが、その規模は約600万キロワットないし850万キロワット程度	・昭和50年度における原子力発電の規模を約600万キロワットと見こむことは妥当 ・昭和60年度頃までにおける原子力発電の開発規模については、3,000万キロワットないし4,000万キロワットに達するものと見こまれる	・将来における原子力発電開発規模について、電源開発調整審議会の電源開発長期計画から推定すると、昭和55年度において、原子力発電規模は約3,200万KWに達すると予想 ・昭和60年度および昭和65年度にはそれぞれ約6,000万KW、約1億KWを原子力発電でまかなうことが要請されている
放射線利用	・アイソトープおよび高エネルギー放射線の利用の研究については、極めて短期間に技術の飛躍的な改変をもたらす可能性があることにかんがみ、その研究の促進と成果の普及を図る	・アイソトープの新核種の開発・新しい利用技術の開発等に伴って、アイソトープの利用は、今後ますますその応用分野が拡大し、実用化の面においても、大規模かつ広範囲に利用が促進されるものと期待	・放射線の利用は、その研究開発の進展にともない、今後ますます拡大し、実用面においても大規模かつ広汎な利用が促進されるものと期待	・放射線の利用は、研究開発による利用技術の高度化とともに、ますます発展しつつあり、今後とも安全を確保したうえで、産業経済と国民生活の広範な分野にわたって重要な役割を果たすものと期待

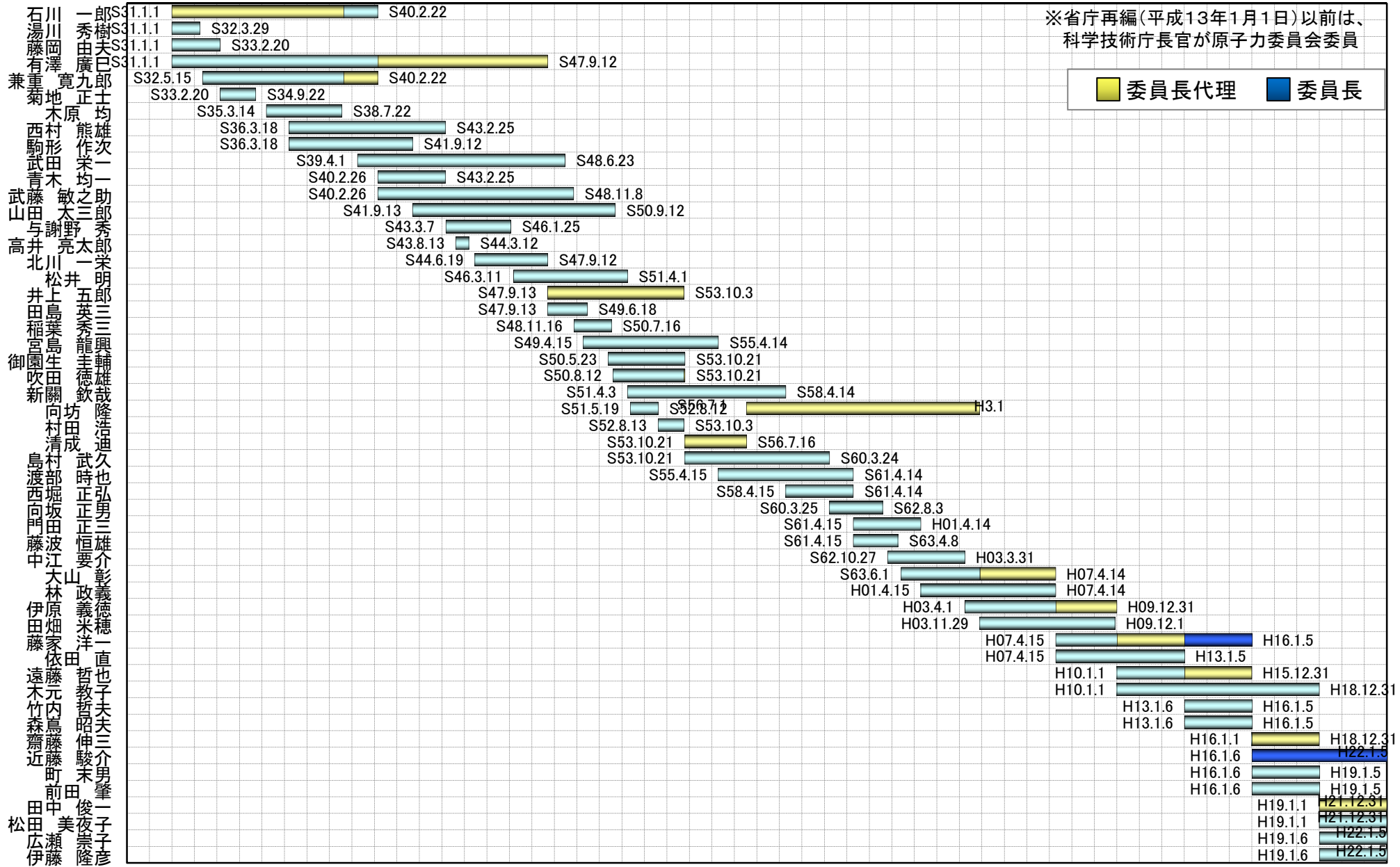
原子力開発利用長期計画と原子力政策大綱（その3）

	原子力開発利用長期計画 (昭和53年9月決定)	原子力開発利用長期計画 (昭和57年6月決定)	原子力開発利用長期計画 (昭和62年6月決定)
核燃料サイクル	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の核燃料サイクルの自主性の向上を図ることが重要 	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料サイクル関連事業の確立及びプルトニウム利用等により、国産エネルギーに準じた高い供給安定性が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの研究開発の成果を活かし、官民の密接な協力的な下にこれらの核燃料サイクル事業化を成功させることが必要である。
再処理関係	<ul style="list-style-type: none"> 再処理は国内で行うことを原則 東海再処理施設の運転を通じ技術の確立を図るとともに、我が国における再処理需要の一部を賄う 第二再処理工場の施設、運転は、電気事業者を中心とする民間が行うものとし、昭和65年の運転開始を目的に速やかに建設に着手することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 再処理については、大部分を海外への委託によって対応しているが、再処理は国内で行うとの原則 当面、年間再処理能力1,200トンの民間再処理工場の建設を1990年頃の運転開始を目的に促進するとともに、さらに将来の需要の伸びに対応する再処理計画についても今後検討 	<ul style="list-style-type: none"> 再処理は国内で行うことを原則。海外再処理委託については慎重に対応 国内における再処理能力を上回る使用済燃料については、再処理するまでの間、適切に貯蔵・管理 1990年代半ば頃の運転開始を目的に青森県六ヶ所村において計画が進められている年間再処理能力800トンの民間第一再処理工場の円滑な建設・運転を推進
プルトニウム利用	<ul style="list-style-type: none"> 高速増殖炉の実用化までの間、熱中性子炉にリサイクルすることにより、ウランの所要量を軽減することが重要課題 新型転換炉の原型炉の運転等を通じ実証を行うとともに、軽水炉へのプルトニウムリサイクルについての実証試験を進める プルトニウム燃料の加工については、実用化に必要な研究開発を進め、実証を行うとともに、事業化の検討を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 高速増殖炉の実用化までの間、プルトニウムの蓄積が予想されるので熱中性子炉で利用 高速増殖炉に先立ってプルトニウムの早期利用を図るため新型転換炉の開発及び軽水炉によるプルトニウム利用に関する開発を進める 軽水炉については、実用規模での実証を1990年代中頃までに終了することを目標に民間が積極的に進めることを期待し、国は必要な支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> できる限り早期に軽水炉及び新型転換炉で一定規模でのプルトニウム利用を進める 少数体規模での実証計画は、PWR、BWR1基に装荷 実用規模の実証計画として、1990年代前半を目的にPWR及びBWRそれぞれ1基に最終装荷規模で4分の1炉心のMOX燃料を装荷し、1990年代後半にも本格的利用へ移行できるよう計画を進める
放射性廃棄物処分	<ul style="list-style-type: none"> 低レベル廃棄物については海洋処分と陸地処分を組み合わせ実施 海洋処分の安全性確認、本格処分に移行 高レベル廃棄物は固化処理、一時貯蔵ののち処分 固化処理及び貯蔵について、1990年頃までに実証試験 地層処分について、1990年頃から実証試験 	<ul style="list-style-type: none"> 低レベル廃棄物は海洋処分と陸地処分を併せて行うこととし、早期に試験を実施、本格処分に移行 高レベル廃棄物固化処理、貯蔵技術の研究開発を推進 1980年代後半にパイロットプラントを建設、実証を行う 高レベル廃棄物処分技術は2000年以降できるだけ早期に確立 	<ul style="list-style-type: none"> 低レベル廃棄物は陸地処分及び海洋処分を基本方針 低レベル廃棄物の陸地処分は民間事業者により1991年頃操業開始 高レベル廃棄物は深地層処分を基本方針。適切な時期に実施主体を具体化 動燃の貯蔵工学センター計画(深地層研究開発及び廃棄物貯蔵を目的)を推進
高速増殖炉	<ul style="list-style-type: none"> 軽水炉から高速増殖炉へが基本路線 1995年～2005年に本格的実用化を図ることを目標として開発 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーセキュリティ上の意義に鑑み、早期に実用化すべきであり、2010年頃の実用化を目標に開発に至らしめるよう早急に建設を進める 1990年代初め頃に着工することを目標に実証炉計画を推進し、それ以降については実証炉の経験を踏まえて進める 	<ul style="list-style-type: none"> 将来の原子力発電の主流にすべきものとして開発を推進 高速増殖炉によるプルトニウム利用体系を構築していくことを積極的に目指す これを基本とする 高速増殖炉の技術体系の確立は、2020年代から2030年頃を目指す 原型炉「もんじゅ」は1992年に臨界に至らしめるよう建設を進める
エネルギー利用	<ul style="list-style-type: none"> 昭和60年代までの原子力発電の開発規模としては、昭和60年度において3,300万キロワット、65年度において6,000万キロワットを目標(総合エネルギー対策推進関係会議) 我が国の将来のエネルギー供給構造を安定的なものとするために、上記の原子力発電規模を大きな遅れなく実現させる必要 	<ul style="list-style-type: none"> 長期的な原子力発電規模の見直しについては、2000年には総発電設備の約30%(1980年度は約12%)約9,000万キロワットと想定されており、これを踏まえ長期的な視点に立って我が国の原子力開発利用を計画的に進めていく 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電の開発規模は従来の見直しに比べ、小さくなるものと見込まれるが、電力供給における原子力発電の割合は着実に拡大し、2000年では総発電電力量の約40%を占めるものと見込まれる。2030年においては、原子力発電設備容量は1億キロワットを超え総発電電力量の約60%を原子力発電が占めるものと考えられる
放射線利用	<ul style="list-style-type: none"> 放射線は、医療、工業、農業、放射線化学、食品照射等多くの分野で利用されており、今後ますますその発展が期待される 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線及び放射性同位元素の利用(放射線利用)は、工業、農業、医療等の分野への幅広い応用を通じて国民生活の向上に大きく貢献するものであり、原子力発電とともに、原子力平和利用の重要な柱であるので、今後ともその一層の普及・拡大及び利用技術の高度化を図っていく 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線及び放射性同位元素(RI)の利用(放射線利用)は、工業、農業、医療等の分野への幅広い応用を通じて国民生活の向上に大きく貢献するものであり、原子力発電とともに、原子力平和利用の重要な柱

原子力開発利用長期計画と原子力政策大綱（その4）

	原子力開発利用長期計画 (平成6年6月決定)	原子力開発利用長期計画 (平成12年11月決定)	原子力政策大綱 (平成17年10月決定)
核燃料サイクル	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料サイクルは、資源や環境を大切に、また放射性廃棄物の処理処分を適切なものにするという観点からも有意義であり、将来を展望して着実に取り組んでいきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民の理解を得つつ、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用していくことを国の基本的考え方とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料資源を合理的に達せられる限りにおいて有効に利用することを目指して、(略)使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本的方針とする。
再処理関係	<ul style="list-style-type: none"> 再処理は国内で行うことを原則。海外再処理委託については慎重に対応 国内の再処理能力を上回る使用済燃料についてはエネルギー資源の備蓄として再処理するまでの間、適切に貯蔵・管理 現在建設中の六ヶ所再処理工場については、2000年過ぎの操業開始を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料サイクルの自主性を確実にする等の観点から、再処理は国内で行うことを原則。 民間事業者は、我が国に実用再処理技術を定着できるよう、初の商業規模の再処理工場を着実に建設、運転していくことを期待 	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料サイクルの自主性を確実にする等の観点から、再処理は国内で行うことを原則。 国は、再処理に係る積立に金に関する法律等の措置を講じてきているが、効果的な研究開発を推進、所要の経済的措置を整備すべき 事業者には、六ヶ所再処理工場等の建設・運転を着実に実施、責任をもって核燃料サイクル事業を推進することを期待
プルトニウム利用	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模の核燃料リサイクルの実現が重要で、軽水炉と新型転換炉による実現を図る 軽水炉によるMOX燃料利用を計画的に進める 1990年代後半からPWRとBWRの小数基で利用を開始、2000年頃に10基程度、2010年頃までに十数基程度まで計画的・弾力的に拡大 2000年過ぎには年間100トン弱程度国内MOX燃料加工の事業化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ブルサーマルは、ウラン資源の有効利用を図る技術であるとともに、原子力発電に係る燃料供給の代替方式であり、内外の利用準備や利用実績、安全性の評価を踏まえれば、計画を着実に推進していくことは適切である。 国内MOX燃料加工事業が早期に産業として定着するよう努力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当面、ブルサーマルを着実に推進することとする。 国においては、国民や立地地域との相互理解を図るための広聴・広報への積極的な取組を行うなど、一層の努力が求められる。 事業者には、ブルサーマルを計画的かつ着実に推進し、六ヶ所再処理工場の運転と歩調を合わせ、国内のMOX燃料加工事業の整備を進めることを期待
放射性廃棄物処分	<ul style="list-style-type: none"> 海洋投棄は行わない 発電所廃棄物の低レベルは浅地中処分 高レベル廃棄物は地層処分を基本方針として、2000年を目安に処分事業の実施主体を設立、2030～2040年代半ばまでに操業開始を目指す 地層処分の研究開発は動燃を中核として推進、深地層の研究施設を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物については、早期に安全かつ効率的な処理及び処分が行えるよう発生者等の関係者が十分協議・協力し、具体的な実施計画を立案、推進し、国は必要に応じ関係者の取組を支援 最終処分の安全の規制・評価のために必要な研究開発や深地層の科学的研究等の基盤的な研究開発及び地層処分技術の信頼性向上の技術開発を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発機関等は、放射性廃棄物の効果的で効率的な処理・処分を行う技術の研究開発を先進的に進めるべき 高レベル廃棄物の地層処分に係る研究開発を着実に進めていくことを期待。国は、こうした研究開発の進捗を踏まえて、安全規制に係る制度等を整備することが必要
高速増殖炉	<ul style="list-style-type: none"> 高速増殖炉を相当期間にわたる軽水炉との併用期間を経て、将来の原子力発電の主流にすべきものとして、計画的かつ着実に開発 原型炉「もんじゅ」は性能試験を着実に進め、1995年末の本格運転を目指す 2030年頃までには実用化が可能となるよう技術体系の確立を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 原型炉「もんじゅ」は我が国における高速増殖炉サイクル技術の研究開発の中核として位置付け、早期の運転再開を目指す。 高速増殖炉サイクル技術として適切な実用像とそこに至るための研究開発計画を提示することを目的に、核燃料サイクル開発機構で実施している「実用化戦略調査研究」を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 高速増殖炉については、(略)2050年頃から商業ベースでの導入を目指す 研究開発の中核と位置付けられる「もんじゅ」の運転を早期に再開し、10年程度以内を目途に「発電プラントとしての信頼性の実証」と「運転経験を通じたナトリウム取扱技術の確立」という所期の目標の達成を優先して取り組むべき
エネルギー利用	<ul style="list-style-type: none"> 電力供給における原子力発電の割合は今後とも着実に拡大し、商業用原子力発電の総発電電力量に占める割合は2000年において約33%、2010年において約42%を占めるものと見込まれる 長期的展望としては、2030年における原子力発電の設備容量は約1億kWに達することが期待 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電は、既に国内総発電電力量の3分の1を超える電力を供給し、我が国のエネルギー自給率の向上及びエネルギーの安定供給に貢献するとともに、エネルギー生産当たりの二酸化炭素排出量の低減に大きく寄与しており、引き続き基幹電源に位置付け、最大限に活用 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電がエネルギー安定供給及び地球温暖化対策に引き続き有意に貢献していくことを期待するためには、2030年以後も総発電電力量の30～40%程度という現在の水準程度が、それ以上の供給割合を原子力発電が担うことを目指すことが適切
放射線利用	<ul style="list-style-type: none"> 放射線利用に関する研究開発については、医療分野等におけるRI利用技術、加速器を用いたビーム発生・利用技術及び研究用原子炉を用いた中性子照射・利用技術に関する研究開発を進めていく 	<ul style="list-style-type: none"> 分かりやすい情報の提供と積極的な情報公開により国民の理解を得ながら、今後も、医療、工業、農業等の幅広い分野で活用できるように、研究開発を進めつつ放射線利用の普及を図っていくことが重要 	<ul style="list-style-type: none"> 従来から存在する産学官の連携の取組を強化して情報提供、経験交流、共同開発を進める観点から、医学分野・工学分野・農学分野間の連携等を図るとともに、事業者、国民、研究者間の相互交流のためのインターフェースや相互学習のためのネットワーク等を整備

(参考) 歴代原子力委員



S29 S31 S33 S35 S37 S39 S41 S43 S45 S47 S49 S51 S53 S55 S57 S59 S61 S63 H2 H4 H6 H8 H10 H12 H14 H16 H18 H20 H22













諸外国における原子力行政体制について（先進国）

- 原子力発電の導入を積極的に進めてきた先進国各国は、導入初期から**推進と規制に関わる行政組織を分離**。
- アメリカやフランス等、**エネルギー関連部局が研究開発から保障措置まで幅広い役割を担うケースが見られる**。

国	原発運転基数 ／出力(万kW) (11年1月時点)	原子力関連機能の担当行政組織					備考 (組織や政策の変遷等)
		エネルギー 利用	研究開発	国際的取組	核拡散防止 (保障措置)	核 セキュリティ	
日本	9.9 tPu 54基 4,885万kW	原子力委員会 '56~		規制・推進の分離 78年	原子力規制委員会※ '12~		※前身は原子力安全委員会 ('78~'12)
		経済産業省 資源エネルギー庁	文部科学省	外務省	規制・推進の分離 12年	環境省 原子力規制庁 '12~	
アメリカ	53.9 tPu 104基 10,524万kW	エネルギー省(DOE) '77~ 国家原子力安全保障庁			規制・推進の分離 75年	原子力規制委員会 (NRC) '75~	原子力委員会(AEC)は 74年に廃止('46~'74)
(EU)	-	欧州委員会 「原子力安全に関する指令」「使用済み燃料および放射性廃棄物の管理に関する 指令」等加盟国に統一した法制化を義務付け					震災後、加盟国は原発のスト レステストを実施
フランス	80.2 tPu 58基 6,588万kW	経済・財務・産業省、エコロジー・持続可能開発・運輸・住宅省、国防省等		エネルギー・気候総局(DGEC)	規制・推進の分離 02年	原子力安全機関 (ASN) * '06~	※前身は原子力庁('45~) * 前身は原子力安全・放射線 防護総局('02~)
		原子力代替・エネルギー庁(CEA)※ '10~					
ロシア	48.4 tPu 28基 2,419万kW	ロスアトム(国営企業)※ '07~			規制・推進の分離 83年	連邦環境・技術・ 原子力監督局 '04~ *	※前身は連邦原子力庁 ('92~'07) * 前身は原子力監督委員会 ('83~)
		アトムエネルゴプロム(子会社) '07~					
ドイツ	5.1 tPu 17基 2,152万kW	連邦経済・技術省(BMWi) ※		連邦環境・自然保護・原子炉安全省(BMU)	規制・推進の分離 86年	州連邦規制官庁	※核燃料サイクルはBMU所掌 1998年~脱原発政策へ転換、 2022年末までに原発ゼロへ
		連邦教育・研究省 (BMBF)					
イギリス	114.8 tPu 19基 1,195万kW	エネルギー・気候変動省(DECC) '08~		規制・推進の分離 74年	保健安全執行部(HSE) '65~ 原子力規制局(ONR) '11~※		黎明期は原子力公社(UKAEA) 主導('54~) ※原子力安全や核セキュリティ 部門を統合
		廃止措置機関 (NDA) '05~	ビジネス・イノベーション・ 技能省(BIS)				
スウェーデン	10基 939万kW	企業・エネルギー ・通信省		規制・推進の分離 90年	環境省 放射線安全機関(SSM)※ '08~		※原発検査機関(SKI)と放射線 防護機関(SSI)が統合 1980年の国民投票の結果を受 け脱原発政策が進められたが、 2010年に撤回

諸外国における原子力行政体制について（その他発展途上国等）

- 原子力発電の導入を目下推進している発展途上国等各国では、**導入初期段階の国ほど、推進機関と規制機関が未分化。**
- こうした国では、原子力の研究開発利用の推進において、**原子力委員会等の総合調整機関が重要な役割を發揮。**

国	原発運転基数 ／出力(万kW) (11年1月時点)	原子力関連機能の担当行政組織					備考
		エネルギー 利用	研究開発	国際的取組	核拡散防止 (保障措置)	核 セキュリティ	
韓国 	 20基 1,772万kW	原子力振興委員会(AEC) '58～* 知識經濟部	教育科学技術部	規制・推進の分離 11年	原子力安全委員会(NSSC) '97～※ 韓国原子力統制技術院、韓国原子力安全技術院	安全規制	*2011年に原子力委員会が改名(委員長は国務総理、関係部長官が常任委員) ※2011年に教育科学技術部から分離・独立
カナダ 	 18基 1,323万kW	天然資源省 カナダ原子力公社(AECL) '52～		規制・推進の分離 00年	カナダ原子力安全委員会(CNSC) '00～		
中国 	 13基 1,085万kW	13.8 kgPu 発展改革委員会 国家能源委員会 エネルギー局	工業信息化部 国防科学技術工業局 国家原子能機構(CAEA) '94～	規制・推進の分離 98年	環境保護部※ 国家核安全局(NNSA) '84～		※98年に科学技術委員会から移管
インド 	 19基 456万kW	原子力委員会(AEC) '48～ 原子力庁(AEC) '54～				原子力規制局(AERB) '83～	※NPT未加盟
ブラジル 	 2基 201万kW	鉱山エネルギー省	科学技術省 原子力委員会(CNEN) '56～				
ベトナム 	 0基 0万kW	商工省 エネルギー庁('11～)	国家原子力発電指導委員会 '10～ (関係各省の長で構成) 原子力庁 '10～ 原子力研究機構 '09～※	科学技術省 放射線・原子力安全庁 '94～			※前身は、原子力委員会('76～首相直轄、'93～科学技術省所管)



核兵器保有国

⇨: 原発導入の動向



プルトニウム保有量
(民生、国内、未照射、10年末)

(出所) 海外諸国の電気事業(海外電力調査会)、原子力白書(原子力委員会)、原子力ポケットブック(電気新聞)、世界の原子力事情に関する調査成果報告書(内閣府)、原子力年鑑(日本原子力産業協会)等から内閣府作成